

## ■東京理科大学生協オリジナルパソコン 4 年間プレミアムサポートパック利用約款

4 年間プレミアムサポートパック（以下、4 年間 S P）は、以下に記述するサポートサービスに関する利用約款（以下、約款）に同意いただくことを条件としてパソコンサポートサービス（以下、サービス）を提供するものといたします。

サービスをご利用される場合は、以下の約款に同意したものとみなします。

### 第 1 条（約款の適用）

東京理科大学消費生活協同組合（以下、生協）は、サービスを提供するにあたり、この約款に基づき実施するものとします。

### 第 2 条（約款の改定）

1. 生協は、本サービスの充実・合理化、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応、その他サービスの円滑な実施のための必要がある場合に、本約款を改訂することができます。
2. 前項の場合、生協は、本約款の改訂の内容、改訂後の本約款の効力発生日について、改訂の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して、利用者への周知を図ります。

①店舗での掲示

②Web サイトへの掲示

### 第 3 条（契約の成立、料金、請求・支払方法）

1. 本サービスの契約は、生協が付帯サービス付きの対象パソコン・セットに関する有償サービスの購入料金の受領を確認した時点で成立するものとします。
2. 生協は、前項に定める申込手続きにおいて記載漏れ、または虚偽の記載がなされていた等の瑕疵がある場合、または生協が当該手続きを不当と判断した場合には、有償サービスの申込を承諾しないことがあります。
3. 有償サービスの料金は、生協が発行した商品利用案内で表記された料金とします。
4. 付帯サービス付きの対象パソコンの申込及び有償サービスの対価は、生協が本条第 1 項に定めた申込書の確認の上、本サービス利用者に請求するものとし、利用者は商品利用案内もしくは申込書に記載した方法で生協に支払うものとします。

### 第 4 条（サービスの有効期限）

利用者が購入した年の 4 月 1 日から、4 年後の 3 月 31 日までとします。

### 第 5 条（サービスの提供条件）

1. 生協の組合員であること。
2. 生協が新学期教材として提案・斡旋したパソコンを購入し、4 年間 SP に申し込みをしていること。
3. 対象となるパソコンが、メーカー保証や延長保証、及び動産保険の期間内であること。
4. パソコンが改造されておらず、標準構成であること。

5. サービスの適用地域は日本国内のみとします。
6. 保険の全損扱いなどで対象のパソコンが変更となる場合も上記条件を満たすことが前提となります。

#### 第6条（作業）

1. 一部のサービスは該当のパソコン及びサービス提供に必要なものを生協店舗に持ち込んでいただき、お預かりしたうえで作業を行います。
2. 生協は、保存されているデータの保証・管理責任を負いません。あらかじめバックアップ等必要な対応をお願いします。生協は自ら定めた手順により作業を行うこととし、万が一保存されたデータに改変、消失、破損が発生しても、その責を負いません。
3. サービスの利用者から必要な情報の提供が受けられない場合、作業を行わない場合があります。

#### 第7条（サービス内容）

1. パソコン本体の動作確認及び設定・復旧
2. LINE サポート
3. 修理時貸出機の即日貸出
4. 周辺機器貸出（プロジェクタ投影用変換アダプタ・AC アダプタ・DVD ドライブ）※当日中に返却が必要です

#### 第8条（解約）

生協は、組合員より解約の申し出があった場合、解約に応じます。但し、解約による料金の返却はいたしません。

#### 第9条（再委託）

生協は、本サービスに関する作業の一部あるいは全部を、生協の責任において第三者に再委託することができます。

但し、生協は、再委託先の行為について、連帯して責任を負うものとします。

#### 第10条（個人情報保護）

本サービスの申込に際し生協が取得した個人情報に関しては、生協の個人情報保護方針及び個人情報保護規則に則り生協が管理したうえで、ご提供いただく際にお知らせした利用目的の範囲内で利用します。

#### 第11条（免責事項）

1. 生協は、生協の責に帰することのできない事由から生じた損害、生協の予見できない特別な事情から生じた損害、逸失利益の喪失及び第三者からの損害賠償請求に基づく損害については、責任を負わないものとします。
2. 本サービスを原因とした不具合により、利用者が損害を被った場合には、生協は本約款第3条で規定した料金（サービス申込料金）を限度額として賠償責任を負うものとします。

以上